

変更後	現行
<p>10. (期限の利益の喪失)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② <u>手形交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p>③～⑥ (現行どおり)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正は、平成 27 年 12 月 15 行します。</p> <p>以上</p>	<p>10. (期限の利益の喪失)</p> <p>(省 略)</p> <p>① (省 略)</p> <p>② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>③～⑥ (省 略)</p> <p><u>12. (準拠法)</u></p> <p><u>この約款に関するお客さまと当社との間の権利義務についての準拠法は日本法とします。ただし、お客さまが特に要請し、かつ、当社がこれに応じた場合には、その要請のあった国の法律とします。</u></p> <p><u>13. (合意管轄)</u></p> <p><u>お客さまと当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社の本店又は支店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</u></p> <p><u>14. (約款の変更)</u></p> <p><u>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。また、上記にかかわらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議の申し出がないときは、その変更にご同意いただいたものとします。</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。</p> <p>以上</p>